

保健師助産師看護師法及び指定規則の主な改正の概要

2 (3)

公布 (平成)	保健師助産師看護師法	保健師助産師看護師学校養成所指定規則
8年8月		<p><input type="checkbox"/> 保健師・助産師・看護師学校養成所指定基準の改正 保健師・助産師・看護師 3 年課程の教育課程の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> * 「在宅看護論」「精神看護学」の新設 * 「時間数」から「単位制」規定に変更 * 「教育科目」から「教育内容」による表記に変更 * 専任教員数を 4 人から 8 人以上に増員 * 「臨床実習」から「臨地実習」に改め、病院以外でのあらゆる場での実習を推進 * 養成所での統合力カリキュラムの導入 <p>(施行 平成 9 年 4 月)</p>
9年3月		<p><input type="checkbox"/> 保健師・助産師・看護師学校養成所指定基準の改正 * 特定の医療機関に勤務する又はしていることを入学又は入所の条件とするなど取扱をしないことを指定基準に追加</p> <p>(施行 平成 9 年 4 月)</p>
10年7月		<p><input type="checkbox"/> 看護師学校の指定基準の改正 看護師 2 年課程の教育課程の改正</p> <p>(施行 平成 11 年 4 月)</p>
11年12月		<p><input type="checkbox"/> 准看護師養成所指定基準の改正 * 教育内容の充実 * 専任教員を 3 人から 5 人以上に増員</p> <p><input type="checkbox"/> 新たな看護師学校養成所の指定基準の制定 5 年一貫教育の実施</p> <p>(施行 平成 14 年 4 月)</p>
13年7月	<p><input type="checkbox"/> 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> * 相対的欠格事由への見直し * 素行不良の者等の項の削除 * 守秘義務規定の整備 <p>(施行 平成 13 年 7 月)</p>	
13年12月	<p><input type="checkbox"/> 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> * 性別により異なる資格名称を統一 <p>(施行 平成 14 年 3 月)</p>	
15年3月		<p><input type="checkbox"/> 看護師学校の指定基準の改正 看護師養成所 2 年課程(通信制)の創設</p> <p>(施行 平成 16 年 4 月)</p>